

(※参考) 中間検査対象建築物のうち令第16条第1項に規定する建築物一覧

○令第16条第1項に規定する建築物

対象用途 ^{※1}	対象用途の位置・規模 (いずれかに該当するもの)
劇場、映画館、演芸場	①客席の床面積が200㎡以上のもの ②主階が1階にないもの ③地階又は3階以上の階にあるもの ^{※2}
観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	①客席の床面積が200㎡以上のもの ②地階又は3階以上の階にあるもの ^{※2}
病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設 ^{※4}	①2階の床面積が300㎡以上であるもの ^{※3} ②地階又は3階以上の階にあるもの ^{※2}
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(※いずれも学校に付属するものを除く)	①床面積が2,000㎡以上であるもの ②3階以上の階にあるもの ^{※2}
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	①2階の床面積が500㎡以上であるもの ②床面積が3,000㎡以上であるもの ③地階又は3階以上の階にあるもの ^{※2}
<p>※1：該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。 ※2：地階及び3階以上の階における該当する用途部分の床面積が、それぞれ100㎡超えのものに限る。 ※3：病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設があるものに限る。</p>	

○就寝用福祉施設に該当する建築物(※4)

就寝用福祉施設
サービス付き高齢者向け住宅
認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム
助産施設、乳児院、障害児入所施設
助産所
盲導犬訓練施設
救護施設、更生施設
老人短期入所施設
小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事務所
老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するものに限る。)
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
母子保健施設
障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。)